

## ○第91回添加物専門調査会

日時：平成22年12月21日（火）13：58～16：29

議題：

### （1）trans-2-ペンテナール

・要請者に、90日間反復投与毒性で認められた器官重量所見に関する資料等を求めるとともに、本日の議論で指摘された事項について修正等を行い、追加資料が得られた段階で、再度審議することとされた。

\*バター、後発酵茶、グアバ、トマト、紅茶等の食品中に存在し、また、鶏肉等の加熱調理により生成する成分です。欧米において、焼菓子、ソフト・キャンデー類、冷凍乳製品類、ゼラチン・プリン類、アルコール飲料、清涼飲料等様々な加工食品に、香りの再現、風味の向上等の目的で添加されています。

### （2）2-エチル-6-メチルピラジン

・審議の結果、本品目は、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられると評価された。評価書案は一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

\*添加物（香料）「2-エチル-6-メチルピラジン」は、2-エチル-6-メチルピラジンと2-エチル-5-メチルピラジンとの混合物とされています。2-エチル-6-メチルピラジン及び2-エチル-5-メチルピラジンは、ポテトチップス、麦芽等の食品中に存在し、また、豚肉等の加熱調理及びカシューナッツ、ココナッツ、コーヒー等の焙煎により生成する成分です。欧米において、焼菓子、ソフト・キャンデー類、冷凍乳製品類、ゼラチン・プリン類、清涼飲料、肉製品等様々な加工食品に、香りの再現、風味の向上等の目的で添加されています。

### （3）その他

今井田座長より、座長代理に梅村専門委員が指名された。